長期履修制度について

大学院での修学を希望される方で、職業を有している等の事情により学習時間の 制約を受けるため標準修業年限(博士前期課程は2年、博士後期課程は3年)を超 えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する旨を申 し出た場合、長期履修制度を適用し、その計画的な履修を認めることがあります。

長期履修制度の適用を希望される場合は、<u>原則として入学願書提出時に</u>長期履修を願い出ていただく必要がありますので、受入予定教員と十分に相談の上、教務課修学支援係までお問い合わせください。

《長期履修制度の概要》

(1)対象となる学生

- 一 入学時において有職者であって、職務上の事情により著しく学習時間の制約を 受ける者
- 二 自らが学費を支払うために就労を余儀なくされる事情のある者で、著しく学習 時間の制約を受ける者
- 三 家事、育児、介護等に従事している者で、その事情により著しく学習時間の制 約を受ける者
- 四 その他本学大学院において、長期履修を認めることができると判断するに足る 事由がある者

(2)長期履修期間

- 一 博士前期課程は、3年又は4年とする。
- 二 博士後期課程は、4年又は5年若しくは6年とする。
- 三 長期履修の開始日は、学年の始め(秋季入学者の場合は後期の始め)とする。
- 四 長期履修者の最長在学期間は、6年とする。

(3) 長期履修期間の短縮又は延長

- 一 長期履修期間の短縮又は延長は、在学する課程において、短縮又は延長のいず れか1回に限り認めることができる。
- 二 長期履修期間の短縮を認めることのできる期間は、標準修業年限に1年を加え た期間までとする。

《年間授業料》

長期履修学生として認められた場合に納入する年間授業料は、「定められた授業料の年額」に「標準修業年数」を乗じて得た額を「長期履修期間の年数」で除して得られた額とする。

年間授業料算出方法は、以下のとおり。

○博士前期課程の場合

年額 = 定められた授業料の年額 × 標準修業年限* ÷ 長期履修年数 【535,800円(予定額)】

○博士後期課程の場合

年額 = 定められた授業料の年額 × 標準修業年限* ÷ 長期履修年数 【520,800円(予定額)】

※標準修業年限:博士前期課程は2年、博士後期課程は3年

《お問い合わせ先》

北見工業大学 教務課 修学支援係

 $\mp 090 - 8507$

北海道北見市公園町165番地

TEL: 0157-26-9173 FAX: 0157-26-9185

E-mail: kyoumu05@desk.kitami-it.ac.jp